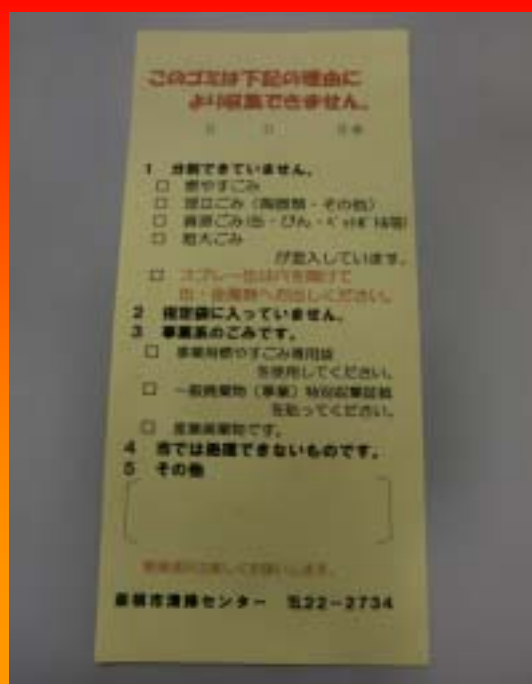


啓発シール についてのお知らせ!

ごみ等の正しいわけ方を徹底していただくため、指定専用袋で出されていないごみや、集積所に出されている粗大ごみ、分別されていないごみ等に**啓発シール**を貼らせて頂いています。

正しいごみの分別と排出をお願いします。



左の写真が
啓発シール
です。

?

?

どんなゴミに**啓発シール**が
貼られるのかな?

?

?

このようなごみの出し方はダメです。(下の写真は一例です)

燃やすごみ以外のごみが混入しています。



缶・ビン等が混入しています。

容器包装プラスチック以外のごみが混入しています。



燃やすごみが混入しています。

事業用袋に特別収集証紙が貼っていません。



特別収集証紙が貼付していない。

このゴミは下記の理由により収集できません。

月 日 号車

1 分別できていません。

- 燃やすごみ
- 埋立ごみ(陶器類・その他)
- 資源ごみ(缶・びん・ペットボトル等)
- 粗大ごみ が混入しています。
- スプレー缶は穴を開けて缶・金属類へお出しください。**

2 指定袋に入っていないません。

3 事業系のごみです。

- 事業用燃やすごみ専用袋を使用してください。
- 一般廃棄物(事業)特別収集証紙を貼ってください。
- 産業廃棄物です。

4 市では処理できないものです。

5 その他

集積場所は美しくお願いします。

彦根市清掃センター TEL22-2734



の欄にチェックされていると、生ごみ、埋立ごみ、缶、びんなどが混入されているため啓発シールが貼られています。

その場合は種類ごとに分別してください。詳しくは分別冊子等をご覧ください。

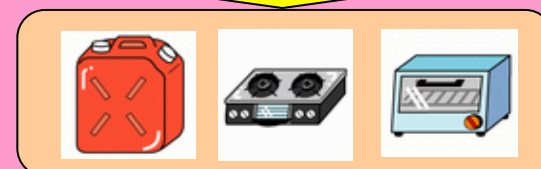


(掲載しているのは一例です。)



この欄にチェックがされていると、粗大ごみが集積所へ出されているため収集はできません。直接清掃センターへ持ち込まれるか、有料戸別収集を利用してください。(大きさの目安…一斗缶(18ℓ)より大きなものは粗大ごみです。)
※ 清掃センターでは粗大ごみの有料戸別収集を行っています。(予約制)
玄関先などに出していただければ、収集させていただきます。

ごみ等集積所では収集してません。



(掲載しているのは一例です。)



「埋立ごみ」に出されている例が多く見られますが、**スプレー缶・エアゾール缶・カセットガスボンベ**は収集車両の火災原因にもなりますので、中身を完全に使い切り、火の気のない安全な場所で**缶に穴をあけて「缶・金属類」**に出してください。



注意

清掃センターでは収集および処理できません。
産業廃棄物処理業者にお尋ねください。
詳しくは
**「滋賀県湖東環境・総合事務所
環境課」**へ お問い合わせください。
TEL:0749-22-2255



注意

この欄にチェックしている場合は下記のいずれかの(その～その)排出方法を選んで出してください。

どうやって出したらいいのかな…?

その

事業活動から生じる燃やすごみ、木製の粗大ごみは直接清掃センターへ持ち込んでください。
(燃やすごみは、事業用燃やすごみ専用袋に入れてください。)

その

事業活動から生じる燃やすごみは、一般廃棄物(事業)特別収集証紙(1枚240円)を貼って、集積所を管理されている自治会の了承を得てお出してください。
(燃やすごみは、事業用燃やすごみ専用袋に入れてください。)

その

事業活動から生じる燃やすごみ、木製の粗大ごみは、一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼してください。
(燃やすごみは、事業用燃やすごみ専用袋に入れてください。)

その

事業活動から生じる容器包装プラスチック、埋立ごみ(陶器類・その他)は産業廃棄物のため清掃センターで収集したり処理することはできません。 (産業廃棄物処理業者にお尋ねください。)

集積所に出されているごみで分別されていない物の多くは、ごみの種類違いや、燃やすごみ指定専用袋に缶、ビン、埋立ごみが混入していたり、容器包装プラスチック指定専用ごみ袋の中に生ごみが等が混入しているものです。このようなことがあると、集積所に未回収のごみが残され、翌日からごみが出せなくなることがあります。ごみを出す前にもう一度確認をしていただき、正しいごみの分別をお願いします。

分別等で分からないことがありましたら、清掃センターまでお問い合わせください。



彦根市清掃センター

(平日午前8時30分～午後5時15分まで)
※土日曜日・祝祭日除く

TEL:0749-22-2734
FAX:0749-24-7787